

分野	1	企業活動
政策項目	⑤	知的財産の創造・保護・活用
<p>○水際及び国内での取締りを強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・知的財産戦略本部の専門調査会において「模倣品・海賊版対策」についての提言取りまとめ(平成16年4月を目途)。(知的財産戦略本部) ・知的財産権侵害物件の認定手続きの充実・取締りの強化。 <ul style="list-style-type: none"> －知的財産権侵害物品の輸出入者の情報を通知(「関税込率法等の一部を改正する法律案」を今通常国会に提出済)。(財務省、経済産業省、関係府省) <p>3. 知的財産の活用</p> <p>○知的財産権を含めた財産権一般を受託可能財産へ、グループ企業の知的財産管理会社やTLOの参入を原則自由化(「信託業法案」を今通常国会に提出済) (金融庁)</p> <p>○「知財経営」確立のための支援や、知的財産の流通・流動化のための基盤整備。(経済産業省)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業における知的財産戦略の参考となるべき指標の策定 ・価値評価手法の確立や資金調達手法多様化等のための基盤整備を推進。 <p>○知的財産権のライセンスを安定強化 (法務省、経済産業省)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第三者に対抗することができる権利を目的とするライセンス契約においてライセンサーが破産した場合のライセンスの保護(「破産法」改正案を今通常国会に提出済)。 <p>4. コンテンツビジネスの拡大</p> <p>○知的財産戦略本部の専門調査会において、「コンテンツビジネス振興政策提言」を取りまとめ(平成16年3月) (知的財産戦略本部)</p> <p>○コンテンツプロデューサー・クリエイター人材の育成 (経済産業省)</p> <p>○権利者へ利益が還元されるための基盤の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・書籍・雑誌の貸与権の付与、レコードの還流防止措置の導入等を内容とする著作権法の改正(今通常国会に提出済)。(文部科学省) <p>○『「日本映画・映像」振興プラン」により製作・配給・上映の自律的な創造サイクルの確立に向けた施策を実施 (文部科学省)</p> <p>○デジタルシネマの普及促進 (経済産業省)</p> <p>○東京国際映画祭の抜本的強化を通じた国際コンテンツ取引市場の創設 (経済産業省)</p> <p>○不正利用対策等ブロードバンド・コンテンツ市場の確立 (経済産業省)</p> <p>○汎用的なメタデータ体系の確立、映像コンテンツの安全・確実かつ多様な流通技術の確立に向けた実証実験を実施 (総務省)</p> <p>○デジタルアーカイブの高度利活用の促進 (総務省、文部科学省)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「文化遺産オンライン構想」を推進。 <p>5. 人材の育成</p> <p>○法科大学院等における知的財産教育の充実を促進するため、優れた教育プロジェクトに対し財政的な支援を実施。(文部科学省)</p> <p>17年以降</p> <p>○上記各分野で所要の施策を引続き着実に推進。</p> <p>○デジタルアーカイブの高度利活用の促進 (総務省、文部科学省)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き「文化遺産オンライン構想」を推進し、平成18年度に1,000館程度の博物館・美術館等の参加が実現できるよう文化遺産のインターネット上での総覧の実現などの取組を進める。 		

分野	1	企業活動
政策項目	⑥	競争政策の強化
関係府省	公正取引委員会、総務省、経済産業省	
<p><これまでの対応></p> <p>1. 公正取引委員会の機能・体制強化 (公正取引委員会)</p> <p>○公正取引委員会の体制強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公正取引委員会の内閣府移管(平成15年4月) ・審査部門を中心に定員を40名増員(平成14年度、平成15年度)。 ・弁護士4名、エコノミスト3名等を中途採用。 <p>○独占禁止法の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・独占禁止法の措置体系及び独占・寡占規制見直しに関し、「独占禁止法改正の基本的考え方」(平成15年12月)を公表。 <p>2. 企業結合審査に関する取組み(事前相談の迅速性及び透明性の拡大) (公正取引委員会)</p> <p>○「企業結合計画に関する事前相談に対する対応方針」の公表(平成14年12月)等。</p> <p>3. 電子商取引に関する取組み (公正取引委員会)</p> <p>○消費者向け電子商取引における表示に関する景品表示法上の考え方を明確化(平成14年6月、平成15年8月)。</p> <p>○一般消費者に「電子商取引調査員」として、インターネット上の広告調査を委託(平成14年8月)。</p> <p>4. 中小企業活性化のための競争政策上の取組み (公正取引委員会)</p> <p>○下請法の改正(平成15年6月成立)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報成果物作成委託及び役務提供委託に係る下請取引を規制対象に追加。 <p>5. 各分野における競争政策上の取組み</p> <p>○電気通信事業分野 (総務省)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電気通信事業法の改正(平成15年7月成立)。 — 一種・二種の事業区分の廃止 — 電気通信事業への参入規制の大幅な緩和 — サービス提供に係る料金・契約約款規制の原則廃止 等 <p>○電気事業・ガス事業分野 (経済産業省)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電気事業法・ガス事業法の改正(平成15年6月) — 行為規制(差別的取扱の禁止、情報の目的外利用禁止など)の導入 <p>○制度改革が行われた電気通信事業・電気・ガス分野における公正な競争を機能させるため、事業法及び独占禁止法との間で整合性のとれた指針を作成、その後の制度改革や法運用事例を踏まえた見直しを適宜実施する等。 (公正取引委員会、総務省、経済産業省)</p>		
<p><これまでの成果></p> <p>1. 企業結合審査に関する取組み</p> <p>○企業結合計画に関する事前相談の結果公表について、公表内容の一層の充実を図ったことにより、企業結合審査の透明性及び予測可能性が高まった。</p> <p>2. 各分野における競争政策上の取組み</p> <p>○電気通信事業分野</p> <ul style="list-style-type: none"> ・競争政策の推進による事業者間の競争の一層活発化により、我が国においては世界で最も安くかつ早いブロードバンド環境が実現。 — データ伝送量 100kbps 当たりのブロードバンド料金 0.09 米ドル 		

分野	1	企業活動
政策項目	⑥	競争政策の強化
<p>○電気事業・ガス事業分野</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電力・ガスの小売自由化が進展し、新規参入や事業者間の公正な競争により、料金が低減。 <ul style="list-style-type: none"> －自由化部門の電気料金：平成 12 年4～6月期と平成 15 年同期比で約8%の値下がり 規制部門の電気料金：平成 14 年度の料金改定により、電力会社 10 社平均で 6.19%の値下げ －ガス小売の部分自由化による新規参入：全国で 15 事業者 50 件 規制領域のガス料金：大手ガス事業者を中心として、平成 11 年以降、5～9%の値下げ 		
<p><今後の課題・制度改革により目指す姿></p> <p>○独占禁止法改正による執行力・違反行為に対する抑止力の強化等を通じ、企業の横並び・談合体質からの脱却、新規参入の活性化を促し、消費者利益を確保するとともに、市場原理・自己責任原則を軸とした日本経済の再生を図る。</p>		
<p><今後の対応></p> <p>16 年度</p> <p><u>1. 公正取引委員会の機能強化</u> (公正取引委員会)</p> <p>○課徴金の引上げと減免制度の導入、犯則調査権限の導入を柱とする独占禁止法改正法案の今通常国会への提出を検討中。</p> <p>○増員による体制強化、各方面からの多様な人材を積極的に活用</p> <ul style="list-style-type: none"> －審査部門及び下請法運用部門を中心に定員を 35 名増員。 <p><u>2. 企業結合審査に関する取組み</u> (公正取引委員会)</p> <p>○公正取引委員会が現に行っている企業結合審査の考え方を明確にすべく、現行ガイドラインを改定。</p> <p><u>3. 中小企業活性化のための競争政策上の取組み</u> (公正取引委員会)</p> <p>○新たに下請法の対象となるサービス分野における下請取引を行っている事業者を定期書面調査の対象に追加。</p> <p><u>4. 各分野における競争政策上の取組み</u> (公正取引委員会)</p> <p>○知的財産権分野</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「役務の委託取引における優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の指針」を改定(平成 16 年3月)。 ・「特許・ノウハウライセンス契約に関する独占禁止法上の指針」(平成 11 年策定)に関し、民間の標準化活動に伴うパテントプール形成・運用(パテントプールに参加しない権利者等の取扱いを含む)に絡む問題を中心に、企業等の具体的ニーズ、国際的な議論の動向、及び公正取引委員会による事前相談制度から得られた具体的な事例を踏まえつつ、見直しの是非について検討。 <p>17 年度以降</p> <p>○上記各分野で所要の施策を引続き着実に推進</p>		

分野	1	企業活動
政策項目	⑦	司法制度改革
関係府省	司法制度改革推進本部、法務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省	
<p><これまでの対応></p> <p>「司法制度改革推進計画」(平成14年3月決定。以下「推進計画」)に沿い、以下の措置を実施。</p> <p>1. 国民の期待に応える司法制度</p> <p>○裁判の充実・迅速化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第一審の訴訟手続を二年以内に終わらせること等を目標に設定(「裁判の迅速化に関する法律」施行 平成15年7月)。(司法制度改革推進本部) ・民事訴訟の充実・迅速化のため、計画審理の推進、訴え提起前の新たな証拠収集方法の導入、専門委員制度の導入を実施(「民事訴訟法等の一部を改正する法律」成立 平成15年7月)。(法務省) <p>○専門的知見を有する事件への対応強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特許権等に関する訴訟の専属管轄化や、専門的知見を要する事件の審理に当たり、裁判所が専門家の説明を聴くことができる専門委員制度の導入等(上記「民事訴訟法等の一部を改正する法律」)。(法務省) <p>○家庭裁判所・簡易裁判所の機能の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・簡易裁判所の機能強化 <ul style="list-style-type: none"> －国民に身近な簡易裁判所が取り扱うことができる請求の上限を140万円に拡大(「司法制度改革のための裁判所法等の一部を改正する法律」成立 平成15年7月)。(司法制度改革推進本部) －少額訴訟手続として取り扱うことができる請求の上限を60万円に拡大(上記「民事訴訟法等の一部を改正する法律」)。(法務省) ・家庭裁判所の機能強化 <ul style="list-style-type: none"> －人事訴訟の第一審を地方裁判所から家庭裁判所に移管する等(「人事訴訟法」成立 平成15年7月)。(法務省) <p>○民事執行制度の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不動産執行妨害への対策等について民事執行制度を改善。(「担保物権及び民事執行制度の改善のための民法等の一部を改正する法律」成立 平成15年7月)。(法務省) <p>○裁判所へのアクセス拡充</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者の費用負担を軽減するために、訴訟の手数料の額を全体として引き下げ(上記「司法制度改革のための裁判所法等の一部を改正する法律」)。(司法制度改革推進本部) <p>○裁判外の紛争解決手段(ADR)の拡充・活性化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・裁判外の紛争処理手続の一つである仲裁手続を国際標準に沿って整備(「仲裁法」成立平成15年7月)。(司法制度改革推進本部) <p>2. 司法制度を支える法曹の在り方</p> <p>○法曹人口の大幅な増加</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法科大学院を含む新たな法曹養成制度の整備状況を見定めながら、司法試験の合格者を平成22年ころには年間3,000人程度とすることを目指す。(法務省) <p>○新しい法曹養成制度の導入</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法曹養成に特化した教育を行う法科大学院制度を創設(平成15年3月)。(文部科学省) ・法科大学院・司法試験・司法修習が有機的に連携した、新しい法曹養成制度の導入(「司法試験法及び裁判所法の一部を改正する法律」、「法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律」成立 平成14年11月)。(司法制度改革推進本部) ・法科大学院に裁判官、検察官等を実務家教員として派遣する制度の創設(「法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律」成立 平成15年4月)。(司法制度改革推進本部) <p>○隣接法律専門職種の利用等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・司法書士に、担保能力措置を講じたうえでの簡易裁判所における訴訟代理権を付与等(「司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改正する法律」成立 平成14年4月)。(法務省) 		

分野	1	企業活動
政策項目	⑦	司法制度改革
<p>・弁理士に特許権等侵害訴訟における訴訟代理権を付与(「弁理士法の一部を改正する法律」成立 平成14年4月)。(経済産業省)</p>		
<p><これまでの成果></p> <p>○法曹人口の拡大</p> <p>・司法試験合格者数の増加(平成13年990人、平成14年1,183人、平成15年1,170人)により、法曹人口が拡大。</p> <p>○法科大学院の設置認可</p> <p>・68校の法科大学院の設置を認可。</p>		
<p><今後の課題・制度改革により目指す姿></p> <p>○社会の複雑・多様化、国際化等がより一層進展する中で、行政改革を始めとする社会経済の構造改革を進め、明確なルールと自己責任原則に貫かれた事後監視・救済型社会への転換を図り、自由かつ公正な社会を実現していくために、推進計画に沿って、所要の措置を講ずる。</p>		
<p><今後の対応></p> <p>16年度</p> <p>1. 推進計画に沿い、以下の法案を今通常国会に提出済</p> <p>○知的財産権関係事件への総合的な対応強化</p> <p>・知的財産に関する事件についての裁判の一層の充実及び迅速化を図るため知的財産高等裁判所を設置(「知的財産高等裁判所設置法案」)。(司法制度改革推進本部)</p> <p>・知的財産に関する事件の裁判所調査官の権限拡大及び明確化、営業秘密の保護強化及び侵害行為の立証の容易化、特許権等の侵害訴訟と無効審判との関係の整理等、関係規定を改正(「裁判所法等の一部を改正する法律案」)。(司法制度改革推進本部)</p> <p>○労働関係事件への総合的な対応強化</p> <p>・個別労働関係事件についての簡易迅速な紛争解決のための労働審判制度を創設(「労働審判法」)。(司法制度改革推進本部)</p> <p>・不当労働行為審査制度の審査手続及び審査体制の整備による審査の迅速化・的確化(「労働組合法の一部を改正する法律案」)。(厚生労働省)</p> <p>○司法ネットの整備</p> <p>・民事及び刑事の総合的な法律支援体制を整備するため、中核となる運営主体の設立及びその業務等に関し、必要な事項を制定(「総合法律支援法案」)。(司法制度改革推進本部)</p> <p>○弁護士報酬の敗訴者負担</p> <p>・一定の要件の下に弁護士等の訴訟代理人の報酬について敗訴者の負担とする制度を整備(「民事訴訟費用等に関する法律の一部を改正する法律案」)。(司法制度改革推進本部)</p> <p>○国民の司法参加</p> <p>・刑事裁判に国民が参加する裁判員制度の創設(「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律案」)。(司法制度改革推進本部)</p> <p>○刑事裁判の充実・迅速化、被疑者・被告人の公的弁護制度の整備等</p> <p>・充実した争点整理のための新たな準備手続の創設及び証拠開示の拡充や、被疑者に対する国選弁護人の選任制度の導入等国選弁護人制度を整備等(「刑事訴訟法等の一部を改正する法律案」)。(司法制度改革推進本部)</p> <p>○司法の行政に対するチェック機能の強化</p> <p>・行政訴訟制度につき、国民の権利利益のより実効的な救済手続の整備を図るため、当事者適格に関する規定の整備、義務付け訴訟及び差止訴訟の法定、本案判決前における仮の救済の制度の整備等(「行政事件訴訟法の一部を改正する法律案」)。(司法制度改革推進本部)</p>		

分野	1	企業活動
政策項目	⑦	司法制度改革
<p>○法曹制度の改革</p> <ul style="list-style-type: none"> ・裁判官及び検察官の能力及び資質の一層の向上等を図るため、判事補及び検事が一定期間その官を離れ、弁護士となってその職務を経験するために必要な措置等(「判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律案」)。(司法制度改革推進本部) ・弁護士資格について、一定範囲の大学の法律学の教授若しくは助教授等に対する弁護士資格の特例措置に関する見直し等(「弁護士法の一部を改正する法律案」)。(司法制度改革推進本部) ・法科大学院等において行われる特色のある優れた教育プロジェクトを国公私を通じた競争的環境の中で選定・支援。(文部科学省) <p>2. <u>推進計画に沿って、平成16年11月末の司法制度改革推進本部設置期限までに所要の措置を講ずる。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・裁判外紛争解決制度(ADR)の総合的な制度基盤の整備等に関し、所要の法案の提出も含め、検討中。 <p>17年度以降</p>		

分野	2	産業・金融の一体再生															
政策項目	①	不良債権問題の終結・強固な金融システムの構築															
関係府省	金融庁																
<p><これまでの対応></p> <p>1. 金融再生プログラムの推進等</p> <p>○不良債権処理の推進 主要行の不良債権問題を終結させ、構造改革を支えるより強固な金融システムの構築を目指すため、「金融再生プログラム」(平成14年10月30日)に沿って不良債権処理を推進。</p> <p>○金融機関の自己資本の強化 ・新たな公的資金制度のあり方について、金融審議会において、「金融機関に対する公的資金制度のあり方について」(平成15年7月28日)を報告・公表。 ・銀行の自己資本のあり方について、金融審議会「自己資本比率規制に関するワーキンググループ」における「経過報告」(平成15年7月28日)を公表。</p> <p>2. リレーションシップバンキングの機能強化</p> <p>○「リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム」の策定、公表(平成15年3月28日) 主な施策の進捗状況は以下のとおり。 ・各財務局で「産業クラスターサポート金融会議」を立上げ(平成15年5月下旬～6月中旬)。 ・各財務局・財務事務所で「地域金融円滑化会議」を立上げ(平成15年6月中旬～下旬)。 ・取引先企業への支援業務に係る銀行法上の取扱い等に関し、事務ガイドラインを改正・公表(平成15年6月30日)。 ・「新しい中小企業の法務に関する研究会報告書」を公表(平成15年7月16日)。 ・与信取引に関する顧客への説明態勢及び相談苦情処理機能に関し、事務ガイドラインを改正・公表(平成15年7月29日)。 ・「リレーションシップバンキングの機能強化計画の概要について」を公表(平成15年10月7日)。 ・「リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラムの進捗状況(平成15年度上半期)について」を公表(平成16年1月16日)。 ・金融検査マニュアル別冊[中小企業融資編]の改訂(平成16年2月26日)。 ー金融機関が日常的な意思疎通を通じて債務者の経営実態を適切に把握していると検証される場合、①債務者区分の判断に当たって企業の成長性や経営者の資質等に関する金融機関の評価を尊重、②金融機関による再生支援の実績を引当率に反映。 ー金融機関が中小・零細企業向けの債権を、資本的劣後ローンに転換(DDS)している場合には、債務者区分の判断においてこれを資本とみなす。 ー債務者区分の判断に際するキャッシュフロー重視の明確化等運用の改善 他</p>																	
<p><これまでの成果></p> <p>1. 金融再生プログラムの推進等</p> <p>○主要行の不良債権比率の低下 平成14年3月末の8.4%から平成15年9月末の6.5%へ低下。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>14年3月期</th> <th>14年9月期</th> <th>15年3月期</th> <th>15年9月期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>不良債権比率(%)</td> <td>8.4</td> <td>8.1</td> <td>7.2</td> <td>6.5</td> </tr> <tr> <td>(不良債権残高<兆円>)</td> <td>(26.8)</td> <td>(23.9)</td> <td>(20.2)</td> <td>(17.5)</td> </tr> </tbody> </table> <p>○中小企業貸出の推進 主要4大グループのすべてが中小企業向けのスピード審査による無担保・第三者保証不要の融資商品を設け、貸出を拡大。 (平成15年度貸出実行額の目途:合計13,000億円程度) ・みずほ(平成14年11月開始) 1,000億円程度 ・東京三菱(平成15年5月開始) 3,000億円程度 ・UFJ(平成15年5月開始) 2,000億円程度 ・三井住友(平成14年3月開始) 7,000億円程度</p>				14年3月期	14年9月期	15年3月期	15年9月期	不良債権比率(%)	8.4	8.1	7.2	6.5	(不良債権残高<兆円>)	(26.8)	(23.9)	(20.2)	(17.5)
	14年3月期	14年9月期	15年3月期	15年9月期													
不良債権比率(%)	8.4	8.1	7.2	6.5													
(不良債権残高<兆円>)	(26.8)	(23.9)	(20.2)	(17.5)													

分野	2	産業・金融の一体再生									
政策項目	①	不良債権問題の終結・強固な金融システムの構築									
<p>2. リレーションシップバンキングの機能強化</p> <p>○「リレーションシップバンキングの機能強化計画」の策定(平成 15 年8月末) 中小・地域金融機関は、アクションプログラムを踏まえ、平成 15～16 年度の「集中改善期間」における中小企業金融再生と地域経済の活性化に向けた取組について、計画を策定し、当局に提出。</p> <p>○各金融機関における要注意先債権等の健全債権化の取組 金融機関自ら又は外部専門家を通じた業務再構築等の助言などの取組により、経営改善支援先 27,300 先のうち、8.1%にあたる 2,209 先について債務者区分が上昇。</p> <p>○早期事業再生に向けた積極的取組(平成 15 年9月期)</p> <table border="0"> <tr> <td>・企業再生ファンドの組成・出資</td> <td>12 件</td> <td>51 億円</td> </tr> <tr> <td>・デット・エクイティ・スワップ</td> <td>12 件</td> <td>117 億円</td> </tr> <tr> <td>・DIPファイナンスの実施</td> <td>66 件</td> <td>190 億円</td> </tr> </table> <p>○新しい中小企業金融への取組強化(平成 15 年9月期)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域銀行の約5割がスコアリング(信用格付)モデルを活用 ・地域銀行の約3割が貸出後の業況把握の徹底を推進 ・財務制限条項を活用した取組の積極化 ・財務諸表の精度が高い中小企業に対する金利や担保・保証等に対し優遇を行う等の融資プログラムを整備 			・企業再生ファンドの組成・出資	12 件	51 億円	・デット・エクイティ・スワップ	12 件	117 億円	・DIPファイナンスの実施	66 件	190 億円
・企業再生ファンドの組成・出資	12 件	51 億円									
・デット・エクイティ・スワップ	12 件	117 億円									
・DIPファイナンスの実施	66 件	190 億円									
<p><今後の課題・制度改革により目指す姿></p> <p>1. 金融再生プログラムの推進等</p> <p>○不良債権問題の終結 平成 16 年度に主要行の不良債権比率を半減させ、不良債権問題を終結。金融仲介機能の回復を図り、資源の新たな成長分野への円滑な移行を可能にする。</p> <p>○金融機関の自己資本の強化 金融機関の自己資本の強化を図り、地域経済の活性化や金融システムの安定・強化に資する。</p> <p>2. リレーションシップバンキングの機能強化</p> <p>○中小・地域金融機関の機能強化 「機能強化計画」に基づいて行う取組を促すことにより、中小企業金融の再生と地域経済の活性化を図り、不良債権問題もあわせて解決。</p>											
<p><今後の対応></p> <p>16 年度</p> <p>1. 金融再生プログラムの推進等</p> <p>○不良債権問題の終結に向け、引き続き、金融再生プログラムに掲げる諸施策を推進。</p> <p>○金融機関の自己資本の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金融機能の強化のための新たな公的資金制度の創設(今通常国会に「金融機能の強化のための特別措置に関する法律案」を提出済)。 ・その他、金融機関の自己資本強化のための施策について更に引き続き検討。 <p>2. リレーションシップバンキングの機能強化</p> <p>○「機能強化計画」に基づく金融機関の取組をフォローアップ その実績及びアクションプログラム記載の施策の進捗状況を半期毎にとりまとめて公表。</p> <p>○中小・地域金融機関の中小企業金融の再生や健全性確保・収益性向上等に向けた取組を継続的に促進</p> <p>17 年度以降</p> <p>○上記のうち残された対応を進める。</p>											

分野	2	産業・金融の一体再生
政策項目	②	産業再生機構、中小企業再生支援協議会、産業活力再生特別措置法等の活用
関係府省	内閣府、金融庁、総務省、財務省、経済産業省	
<p><これまでの対応></p> <p>1. 産業再生機構 (内閣府)</p> <p>○我が国の産業の再生と信用秩序の維持を図るため、有用な経営資源を有しながら過大な債務を負っている事業者に対し、金融機関等からの債権の買取り等を通じてその事業の再生を支援する株式会社産業再生機構(以下「機構」)を設立(平成15年4月2日「株式会社産業再生機構法」成立、同年5月8日業務開始)。</p> <p>○平成15年11月、機構のより一層の活用を図るため、機構の業務運営について各方面から受けた指摘についての対応策を検討し、「産業再生機構のより一層の活用に向けた方策」を策定。</p> <p>2. 産業活力再生特別措置法(以下、「産業活力再生法」) (総務省、財務省、経済産業省)</p> <p>○産業活力再生法の改正</p> <p>平成15年4月、産業再生に向けた企業の前向きな取組を後押しするため、産業活力再生法を抜本的に改正し、従来の「企業単位で取り組む事業再構築」に加え、「過剰供給構造を解消するために複数企業が共同事業再編」、「他社の経営資源を譲り受け活用する取組」、「革新的な設備への投資」も対象とし、会社新設・資本増加に伴う登録免許税、不動産取得税の軽減等の支援策を実施。</p> <p>3. 中小企業再生支援協議会 (経済産業省)</p> <p>○平成15年2月7日に福井県ではじめて協議会が設置されて以降、10月17日までに、全都道府県に中小企業の再生を支援する中小企業再生支援協議会を設置。企業再生に関して豊かな知識と経験を持つ専門家が、相談から再生計画策定支援まで、地域の金融機関など地域の総力を結集して、中小企業の多種多様な特性に十分配慮しつつ再生の支援を実施。</p> <p>4. 地域中小企業再生ファンド (経済産業省)</p> <p>○中小企業総合事業団が、地域金融機関等の民間主体等とともに、「地域中小企業再生ファンド」を組成し、事業再生資金等の投資を行うことにより、中小企業の再生を支援。</p> <p>5. 整理回収機構(RCC) (金融庁)</p> <p>○「金融再生プログラム」(平成14年10月30日)を踏まえ、地方拠点における企業再生課新設、企業再生関連部署の人員増強等を内容とする「RCCの企業再生機能の強化について」(平成14年11月22日)を公表。</p> <p>○RCCの信託・再生機能を活用する「企業再編ファンドスキーム」、「中小企業再生型信託スキーム」等を策定・公表。</p> <p>○「リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム」(平成15年3月28日)の趣旨を踏まえ、中小・地域金融機関にRCCの信託・再生機能について説明会・相談会を実施。</p> <p>6. その他 (金融庁)</p> <p>○金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕について、金融機関による企業の再生支援の有無等、中小企業の実態に基づき引当率に格差を設けること等を内容とする改訂を実施(平成16年2月26日)。</p>		
<p><これまでの成果></p> <p>1. 産業再生機構の活用</p> <p>平成16年2月27日時点 支援決定:11件。うち10件については買取決定済み。</p> <p>2. 産業活力再生法</p> <p>平成16年3月1日時点 改正後の全府省認定案件:62件</p>		

分野	2	産業・金融の一体再生
政策項目	②	産業再生機構、中小企業再生支援協議会、産業活力再生特別措置法等の活用
<p>3. 中小企業再生支援協議会 平成 16 年 3 月 4 日現在 相談取扱い案件: 3,094 企業 再生計画策定 : これまで 263 企業の再生計画策定を支援。 うち、既に 68 企業の再生計画策定が完了し、5,209 名の雇用を確保。</p> <p>4. 地域中小企業再生ファンド ○大分企業支援ファンド投資事業有限責任組合 (平成 16 年 1 月設立、出資総額: 50 億円 うち中小企業総合事業団出資約束金額: 22.5 億円) ○中小企業総合事業団による静岡、茨城の地域中小企業再生ファンドへの出資を内定(平成 16 年 3 月)</p> <p>5. 整理回収機構(RCC) 平成 16 年 1 月末時点 企業再生実施案件: 210 件 企業再生候補案件: 204 件 企業再編ファンドについて 19 行と業務委託契約締結。</p>		
<p><今後の課題・制度改革により目指す姿></p> <p>1. 産業再生機構 ○一件一件の事業再生を着実に実現するとともに、様々な事業再生等のモデル事例を示すことにより、これまで我が国に根付いてこなかった事業再生の仕組みや市場を育成することを目指す。 ○機構を金融機関等にとってより使いやすいものとするを通じて、機構のより一層の活用を促進し、金融と産業の一体的再生という機構設立の目的を実現する。</p> <p>2. 産業活力再生法 ○不良債権処理の加速化にあわせて、我が国の経営資源を効率的に活用し、生産性の向上を通じて産業の活力を再生し、金融・産業の一体的な再生を目指す。</p> <p>3. 中小企業再生支援協議会 / 4. 地域中小企業再生ファンド ○我が国産業の再生を図っていくためには、地域の経済活性化や雇用について大きな役割を果たす中小企業の活力の再生が不可欠であることから、中小企業の再生支援を迅速かつ的確に行う。</p> <p>5. 整理回収機構(RCC) ○信託・再生機能の積極的な活用等を通じて、今後とも引き続き、我が国金融機関等の不良債権の円滑な処理の促進、企業再生支援等に貢献する。</p>		
<p><今後の対応></p> <p>16 年度</p> <p>1. 産業再生機構 (内閣府) ○買取決定を行った案件については、機構によるモニタリングと支援の下で再生計画を着実に実行し、3 年以内に、新たなスポンサーの関与等により、対象企業に係る債権又は持分の譲渡その他処分を適切に行なう。 ○「産業再生機構のより一層の活用に向けた方策」の着実な推進。 ①資産査定や経営者責任のあり方についての考え方の標準化。 ②金融機関と機構が協調的に財務支援等を柔軟に実施。 ③担当者の明確化や協働作業等による金融機関等との意思疎通の円滑化</p>		